



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 123 昭和60年和歌山県告示第778号(浄化槽法の規定による指定検査機関の指定)の一部改正  
(下水道課) ..... 1

### ○ 収用委員会告示

- 2 土地収用法による裁決手続開始の決定 ..... 2

### ○ 監査公表

- 監査公表第5号 ..... 2

## 告 示

### 和歌山県告示第123号

昭和60年和歌山県告示第778号(浄化槽法の規定による指定検査機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成24年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

告示中「法律第43号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「厚生省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第35条」を「同条第2項」に改める。

1を次のように改める。

#### 1 名称、所在地及び代表者の氏名

社団法人和歌山県水質保全センター

和歌山市南大工町26番地

会長 吉村英夫

3を次のように改める。

#### 3 検査手数料

種類	規 模	法第7条に規定する設置後等の水質検査	法第11条に規定する定期水質検査
単独処理浄化槽	5人以上10人以下	12,000円	5,800円
	11人以上50人以下	12,000円	6,000円
	51人以上500人以下	15,000円	8,000円
	501人以上	—	10,000円
合併処理浄化槽	5人以上10人以下	12,000円	5,800円
	11人以上50人以下	15,000円	8,000円
	51人以上500人以下	20,000円	10,000円
	501人以上	25,000円	12,000円

### 備考

- 1 法第11条に規定する定期水質検査の手数料を口座振替により、検査実施前の社団法人和歌山県水質

保全センターが指定する日に納付する場合は、上記の額から500円を差し引いた額とする。

2 この検査手数料に係る承認期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

## 収用委員会告示

### 和歌山県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成24年2月9日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成24年2月21日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道371号改築工事（橋本バイパス・和歌山県橋本市柱本字沓掛地内から同市柱本字深山地内まで、同市橋谷字上平地内から同市橋谷字不動平地内まで及び同市御幸辻字田中垣内地内から同市小原田字佃地内まで）並びにこれに伴う市道及びため池付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目		地積 (m <sup>2</sup> )		収用しようとする土地の面積 (m <sup>2</sup> )	使用しようとする土地の面積 (m <sup>2</sup> )	氏 名	住 所	氏名	住 所	権利の種類
		登記簿	現 況	登記簿	実 測							
和歌山県 橋本市橋 谷字不動 平	222番1	山林	山林	8,942	11,520.25	4,883.17	—	大塚哲典 (持分1/2)	大阪府富田 林市藤沢台 一丁目1番3 20-404号 但し、登記 事項証明書 及び住民票 上の住所は 大阪府富田 林市藤沢台 一丁目1番3 23-101号	—	—	—
								森脇哲郎 (持分1/2)	大阪府堺市 南区茶山台 2丁2番11-3 07号			

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により、平成24年1月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月21日

和歌山県監査委員 楠 本 隆  
和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
和歌山県監査委員 藤 山 将 材

## 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
東牟婁振興局	平成24年1月30日
子ども・女性・障害者相談センター	〃
なぎ看護学校	〃
公営競技事務所	〃
工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
有田警察署	〃
湯浅警察署	〃
串本警察署	〃
新宮警察署	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
財団法人和歌山県人権啓発センター	〃
社団法人和歌山県青少年育成協会	〃
公益財団法人和歌山県文化財センター	〃
公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター	〃
社団法人和歌山県私立学校教職員退職金社団	〃
財団法人和歌山社会経済研究所	〃
財団法人南方熊楠記念館	〃
社会福祉法人きのかわ福祉会	〃
国保野上厚生総合病院福祉ホームぬくもり	〃
和歌山看護専門学校	〃
学校法人上野山学園	〃
学校法人松江幼稚園	〃
学校法人日前幼稚園	〃
学校法人雄湊学園	〃
学校法人日本聖公会田辺学園	〃
学校法人みどり学園	〃
学校法人本願寺学園(鷺森幼稚園)	〃
学校法人木ノ下学園	〃
学校法人ぶとく学園	〃
学校法人本願寺学園(御坊幼稚園)	〃
学校法人聖愛学園	〃
学校法人さくら学園	〃
学校法人鈴木学園	〃
学校法人立正学園	〃

## 2 監査の結果

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

## ア 東牟婁振興局地域振興部

(ア) 講習会負担金の資金前渡について、支出負担行為として整理する時期を誤っていた事例があつたので、適正に処理されたい。

(イ) 和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第13条に定める証紙受払月計表を備えていなかったので、適正に処理されたい。

## イ 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成22年度末で約680万円となっており、前年度末に比し約418万円減少している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成22年度末で約261万円となっており、前年度末に比し約59万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 平成15年度の母子寡婦福祉資金貸付金に係る一部の償還金の調定漏れが判明し、調定等を行なう対処しているが、今後適正な事務処理に努められたい。

#### ウ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成22年度末で約570万円となっており、前年度末に比し約369万円減少している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して返還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成22年度末で約131万円となっており、前年度末に比し約40万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

#### エ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、不納欠損処分等により平成22年度末で約402万円となっており、前年度末に比し約104万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 工事請負契約の違約金の収入未済額は、不納欠損処分により平成22年度末で約38万円となっており、前年度末に比し、約651万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 船舶引揚の代執行に係る収入未済額は、平成22年度末で18万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 廃道敷地の一部を通路として占用することに対し、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項により許可を与え、和歌山県道路占用料徴収条例(昭和28年条例第7号)に基づき占用料を徴収しているが、廃道敷地については、同法及び同条例が適用されないので、適正に処理されたい。

(オ) 国土交通省近畿地方整備局長による河川の占用許可に係る占用料の収入調定において、平成22年度中に許可期間が満了する場合でも、引き続き現行の許可内容どおりに許可されると想定し、占用料を収入調定しているが、同整備局長からの許可通知に基づき適正に処理されたい。

#### オ 東牟婁振興局串本建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成22年度末で約68万円となっており、前年度末に比し約6万円の増額となっている。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 歳入歳出外現金として受け入れた所得税相当額について、納期内納付を怠っていた事例があつ

たので、今後適正な事務処理に努められたい。

(ウ) 重機賃借料の単価契約が、串本地区駐在の会計駐在員に合議されていなかったので適正に処理されたい。

カ 子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成22年度末で約1,420万円となっており、不納欠損処分等により前年度末に比し約156万円減少している。

今後も、こども未来課及び障害福祉課と協議を進めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) センター建物内に公衆電話を設置しているが、平成22年度の公衆電話料金について、収入手続をしていなかったので、適正に処理されたい。

(ウ) 平成23年2月分の非常勤職員の報酬に係る社会保険料について、同年3月に歳入歳出外現金として受け入れているが、受入金更正依頼手続を行わず、歳入歳出外現金として残ったままになっているので適切に処理されたい。

キ なぎ看護学校

西日本電信電話株式会社に対する電話柱の行政財産の使用許可について、当該電話柱には、同社の通信ケーブルの外に電線等が共架されているので、適正に処理されたい。

ク 公営競技事務所

(ア) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金については、平成22年度末における未収額は約2億円となっている。

今後も、引き続き、未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。

(イ) 工作物である鳩ネット及び金網屏を和歌山県公有財産事務規程(平成10年和歌山県訓令第1号)第17条に基づく用途廃止の手続を行うことなく撤去していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 競輪場及び周辺地域清掃業務委託について、契約書に定められている実績報告書が提出されていなかったので、適正に処理されたい。

(エ) 競輪場の使用については、自転車競技法(昭和23年法律第209号)に基づく場合は、和歌山競輪場管理条例施行規則(昭和25年和歌山県規則第43号)第2条により使用料を徴している。自転車競技法に基づかない場合は、知事が使用料をその都度定めることとなっているにもかかわらず定めていなかったので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の収入未済額は、プロジェクトチームを編成して徴収を行った成果等により約310万円減少し、平成22年度末で約2,795万円となっている。

今後も、未納者の現状を把握し、港湾施設使用料等の未収金対策マニュアルに基づき適切な債権管理に努められたい。

(イ) 代休に係る22時から24時までの夜勤手当が1件支給されていなかったので追給されたい。

(ウ) 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条に基づく海岸保全区域の占用許可に係る占用料及び港湾法(昭和25年法律第218号)第37条に基づく港湾区域内の公共空地等の占用料を和歌山県営港湾施設管理特別会計の歳入としているが、当該特別会計の歳入は、港湾施設の使用料をもって歳入とするものであるので、適正に処理されたい。

(エ) 平成22年度に収納した過年度の漁港使用料及び小型船舶係留施設使用料について、地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例(昭和39年和歌山県条例第4号)に基づく延滞金が徴収されていないので、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立串本古座高等学校

(ア) 学校医の報酬を、本人でなく医療法人に支払っていたので適正に処理されたい。

- (イ) 超過勤務手当について、週休日に勤務を行っていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた事例があったので、返還措置を講じられたい。
- (ウ) 電話使用料の支払処理を重複して行ってしまったため、過払分を戻入したが、会計年度を越え6月に戻入を行っているので、今後適正に処理されたい。
- (エ) 複写機の賃貸借契約において、従来から見積合せによる随意契約を実施しているが、簡易公開調達を適用されたい。
- (オ) 串本、古座校舎の生徒集会室他を育友会会長に福利厚生目的で行政財産の目的外使用許可を与えていたが、対象となる自動販売機の設置場所が含まれていないので、適正に処理されたい。

サ 和歌山県立みくまの支援学校

児童生徒送迎業務委託契約において、契約上は、実績報告書の提出後、検収を行うようになっていて、実績報告書の提出はなく同報告書に添付する乗務報告書のみの提出となっており、検収も乗務報告書提出前に行われていたので、今後、契約書記載どおり適正に処理されたい。

シ 有田警察署

電柱の行政財産使用許可について、当該電柱には電線の他に通信ケーブル等が共架されているので、適正に処理されたい。

ス 湯浅警察署

吉原職員宿舎が国道424号の道路区域に建てられている問題について、道路管理者とも協議しているが、解決に向け、引き続き努力されたい。

セ 串本警察署

- (ア) 通信運搬費の支出において、履行確認を行っていないものがあったので、適正に処理されたい。
- (イ) 代表者印のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があるので、適正に処理されたい。

ソ 新宮警察署

消耗品費及び手数料について、支出負担行為として整理する時期を誤っていた事例があるので、適正に処理されたい。

タ 公益財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与事業に係る未収金については、平成22年度末で約1億8,762万円あり、前年度末に比し約60万円減少したが、依然として多額である。

今後も、引き続き、未収金の回収に向け努力されたい。

チ 和歌山県住宅供給公社

- (ア) 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。

- (イ) 平成22年度における宅地分譲等の事業実績は、岸宮サニータウン1区画及び新宮蜂伏団地2区画の合計3区画の宅地分譲を行っているが、引き続き、残りの保有土地の分譲に努力されたい。

- (ウ) 県営住宅の管理受託に係る県営住宅、特定公共賃貸住宅及び駐車場の平成22年末の収入未済額は、約1億4,814万円であり、前年度末に比し約3,089万円減少しているが、引き続き、県建築住宅課及び徵収事務委託管理人と連携し、未収金の減少に努力されたい。

ツ 公立大学法人和歌山県立医科大学

- (ア) 診療費（附属病院本院患者負担分）の未収金については、平成22年度末で1億8,865万円となっており、前年度末に比し150万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、督促・納入指導等を行い、債権管理に努められたい。

- (イ) 随意契約により血管内診断装置の賃貸借契約を結んでいるが、法人契約事務取扱規程第26条に定める予定価格が設定されていなかったので、適正に処理されたい。

- (ウ) ドクターヘリ運航事業委託業務については、特定の者と契約しているが、唯一の委託先とは考

えられないので、当該契約のあり方を検討の上、適切に処理されたい。

(エ) 職員の兼業については、法人職員就業規則で認められ、法人職員兼業規程により運用されている。勤務時間が影響を受ける場合、勤務時間の割り振り変更で対応しているが、変更後の勤務実態が確認できていない事例があつたので、適正に処理されたい。

テ 財団法人和歌山県人権啓発センター

(ア) 財団会計規程第34条に基づく固定資産台帳が作成されていなかつたので、適正に処理されたい。  
(イ) 財団事務処理規程で、予定価格が1件500万円以上の委託契約は、事務局長の専決事項ではないにもかかわらず、事務局長の決裁で執行されていたので、適正に処理されたい。

ト 社団法人和歌山県青少年育成協会

(ア) 海外派遣事業に係る渡航経費等について、資金前渡を行つてゐるが、勘定科目を仮払金とし、当該資金前渡の支払が完了した際、証拠書類を提出して精算する必要があるにもかかわらず、これら事務処理を怠つてゐたので、適正に処理されたい。  
(イ) 海外派遣事業に係る旅行代金を委託料として支出しているが、法人会計規程に定められている支出負担行為、入札及び契約書の作成を行つていなかつたので、適正に処理されたい。  
(ウ) 寄附金収入に係る以下の点について、問題があるので適正に処理されたい。

- ① 普通預金として収入しているにもかかわらず、未収金として処理したため、平成22年度末の残高証明書における普通預金の額と財産目録の普通預金の額が一致していない。
- ② 公債を受け入れているにもかかわらず、有価証券ではなく、普通預金として処理したため、貸借対照表が正しく表示されていない。

(エ) 法人会計規程では、耐用年数1年以上、取得価格が10万円以上の備品は固定資産となり、固定資産台帳、財産目録等に記載することとなるが、平成22年度末で、記載されていなものがあつたので、適正に処理されたい。

ナ 財団法人南方熊楠記念館

未払金等を短期借入金として処理し、補助金に係る実績報告書の収支決算書も、誤って記載しているので、適正に処理されたい。

今後は、会計処理規程を整備するとともに、公益法人会計基準に基づき、会計帳簿を処理・作成されたい。

ニ 社会福祉法人きのかわ福祉会

(ア) 共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所創設のための基本設計・監理業務を随意契約で行つてゐるが、和歌山県社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金交付要綱第5条第1項第11号の規定に基づき競争入札に付されたい。  
(イ) 和歌山県社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金交付要綱第8条に基づく工事着工報告書及び工事進捗状況報告が提出されていなかつたので、適正に処理されたい。

ヌ 学校法人本願寺学園(鷺森幼稚園)

私立幼稚園経常費補助金について、算定基礎となる園児数を誤って報告したため、算定基準に基づく金額を超えた補助金の交付を受けているので、当該補助金を所管する総務学事課と協議の上、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

ア 東牟婁振興局新宮建設部

廃道敷地については、平成22年度末で7件が未処理となつてゐるので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに、処理方針を決定している箇所について、処理を進められたい。

イ 公営競技事務所

選手宿舎全般の管理を和歌山県公営競技主催者協議会へ委託しているが、負担金支出により同協

議会に委託する根拠が不明確であるので、今後の管理委託のあり方について検討されたい。

ウ 和歌山下津港湾事務所

港湾ガントリークレーンについて、平成22年度の使用料収入が555万円であるが、通常の保守点検業務委託費に約1,000万円を要している。引き続き、ポートセールス等に努めるとともに、使用料収入の増額を図る方策を検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。